

横浜みなとみらい21公式ウェブサイト 広告掲載要綱

制 定 平成23年7月15日 第173号

(目的)

第1条 この要綱は、横浜みなとみらい21公式ウェブサイト広告に掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、社会通念上広告として不適当であると一般社団法人横浜みなとみらい21理事長（以下「理事長」という）が認めるもの

2 前項に定めるものの他、広告に関する基準は、別途定める。

(広告の規格)

第3条 広告枠Aの規格は、原則として次のとおりとする。

構成	画像（上） / 広告文（下）
広告文	全角30字程度 ※改行位置の指定は不可

2 広告枠Bの規格は、原則として次のとおりとする。

種類	画像	Flash
形式	GIF（アニメ可、透過GIF不可）、JPEG、PNG	.swf
大きさ	縦300ピクセル以内、横250ピクセル	
データ容量	500KB以内	

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は理事長が指定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、半月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別途理事長が定める。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、理事長は複数月の申し込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、横浜みなとみらい21公式ウェブサイト等で募集することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 理事長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 横浜みなとみらい21公式ウェブサイトへの広告掲載希望者は、横浜みなとみらい21公式ウェブサイト広告掲載申込書(第1号様式)により、電子メールで、理事長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載希望者に通知(第2号様式又は第3号様式)する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第4号様式)を理事長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、理事長が決定する。

- 2 広告主は、広告掲載料を理事長が指定する期日までに、原則として一括で支払うもの

とする。

(延滞利息)

第12条 広告主の責めに帰すべき理由により、第11条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」という）は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容及びデザイン等については、YMM及び横浜みなとみらい21公式ウェブサイトの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、理事長が審査を行うとともに、広告主とYMMが必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第2条に規定するものの他は、理事長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第14条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ウェブページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料のお支払いがないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容またはリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、横浜みなとみらい21公式ウェブサイトへの広告掲載が適切でないとして理事長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は自己の都合により、横浜みなとみらい21公式ウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額の内総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第18条 広告掲載期間内に、YMMの都合で横浜みなとみらい21公式ウェブサイトを開鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、YMMが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにYMMに連絡するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、YMMの所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第23条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月15日から施行する。